

「“完全制覇” 2 級 F P 技能検定 精選 **実技** 問題集 (2017年版)」

平成29年度 改正補足資料

当改正資料は、標記問題集において法令や制度の改正により発刊時より変更が生じた箇所について、平成29年4月時点における標記問題集の改正箇所等を一覧でまとめたものです。ご確認のうえご活用ください。

F P K 研修センター株式会社

【問題編】

頁	問題 番号	改正内容						
97	問5 設問B	全3問　＜給与所得控除額の速算表（平成29年分）＞　下段差替え						
105	問10 設問B	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>600万円 超　1,000万円 以下</td><td>収入金額×10%＋120万円</td></tr><tr><td>1,000万円 超</td><td>一律 220万円</td></tr></table>			600万円 超　1,000万円 以下	収入金額×10%＋120万円	1,000万円 超	一律 220万円
600万円 超　1,000万円 以下	収入金額×10%＋120万円							
1,000万円 超	一律 220万円							
106	設問B							
111	問16 設問A	「平成28年分　給与所得の源泉徴収票」に差替え（様式変更） ※ 次ページ（別紙）参照						
148	問12 設問A	（非課税のイメージ図）　＜受贈者ごとの非課税限度額＞ …平成29年9月30日まで　→　…平成31年3月31日まで						
195	問19	＜資料：基本手当の所定給付日数＞　下記に差替え 〔特定受給者〕被保険者であった期間1年以上5年未満 30歳以上35歳未満　　90日　→　120日 35歳以上45歳未満　　90日　→　150日						
203	問24	＜その他＞　・老齢基礎年金額　平成29年度価額（満額）　779,300円 以下、老齢基礎年金の満額はすべて779,300円に読み替え （選択肢）下記に差替え 1. 172,095円 2. 500,051円 3. 672,146円 4. 779,300円						
204	問25	（選択肢）下記に差替え 1. 559,061円 2. 600,061円 3. 681,972円 4. 685,872円						

(別紙) P.111 <源泉徴収票>

平成28年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住 所 又 は 居 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区△△2-3-405										(受給者番号)											
												(役職名)											
												(フリガナ) ヤマダ タクジ											
												山田 卓二											
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額												
給料・賞与		内 6 千 円 500 000			4 千 円 660 000			(ア) 円			(※) 千 円												
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数											
老人				特 定 老 人				そ の 他		特 別		そ の 他											
有 従 有		千 円		人 従 人 内 人 従 人				人 従 人		人 内 人		人 人											
〇		0		1																			
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額											
内 千 円 960 264				千 円 100 000				千 円 50 000				千 円 125 400											
(摘要)																							
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額		円		旧生命保険料の金額		円 120,000		介護医療保険料の金額		円		新個人年金保険料の金額		円		旧個人年金保険料の金額		円 180,000			
住宅借入金等特別控除適用数		住宅借入金等特別控除可能額		円		居住開始年月日(1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		円									
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除可能額		円		居住開始年月日(2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		円									
控除対象配偶者		(フリガナ) ヤマダ カオリ		氏名 山田 香		区分		配偶者の合計所得		円		国民年金保険料等の金額		円		旧長期損害保険料の金額		円					
控除対象扶養親族		1 (フリガナ) ヤマダ ナツミ		氏名 山田 夏美		区分		16歳未満の扶養親族		1 (フリガナ)		氏名		区分									
		2 (フリガナ)		氏名		区分				2 (フリガナ)		氏名		区分									
		3 (フリガナ)		氏名		区分				3 (フリガナ)		氏名		区分									
		4 (フリガナ)		氏名		区分				4 (フリガナ)		氏名		区分									
未 成 年 者		外 国 人		死 亡 退 職		災 害 者		乙 欄		本人が障害者 特 別		寡 一 般		婦 特 別		寡 夫		勤 労 学 生		中 途 就 ・ 退 職		受 給 者 生 年 月 日	
																				就 職 退 職 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日		○ 48 5 10	
支 払 者		住所(居所) 又は所在地		東京都〇〇区△△5-6-7																			
		氏名又は名称		株式会社LP商事 (電話) 03-〇〇〇〇-△△△△																			

頁	問題 番号	改正内容
205	問26	(選択肢) 下記に差替え 1. <u>538,969円</u> 2. <u>571,473円</u> 3. <u>584,475円</u> 4. <u>603,978円</u>
208	問28 設問A	(枠内) <平成29年度：定額部分の年金額の計算> <u>1,625円</u> × 被保険者期間の月数
211	問29 設問B	<資料> 内表中 全ての <u>47万円</u> → <u>46万円</u> に差替え
216	問31 設問D	<資料> 下記に差替え ・ 中高齢寡婦加算額 : <u>584,500円</u> (平成29年度価額) ・ 遺族基礎年金の額 : <u>779,300円</u> (平成29年度価額) ・ 遺族基礎年金の子の加算額 第1子・第2子(1人当たり) : <u>224,300円</u> (平成29年度価額) (選択肢) 下記に差替え 1. <u>1,184,100円</u> 2. <u>1,379,100円</u> 3. <u>1,603,600円</u> 4. <u>1,964,200円</u>

【解答・解説編】

頁	問題 番号	改正内容
275	問11 設問 A	(ウ) 末尾に追加 …。平成29年以降契約始期の地震保険の損害区分は、全損（100%）、大半損（60%）、小半損（30%）、一部損（5%）の4区分となる。
317	問12 設問 A	(ア) 4行目 …。平成28年から平成29年9月までに契約した… → …。平成28年から平成31年3月までに契約した…
337	問13 設問 B	末尾に追加 (注) 後期高齢医療制度における自己負担限度額は平成29年8月以降、以下のように改定される。 外来：現役並み所得者の限度額44,400円は57,600円に引上げ 一般の限度額12,000円は14,000円に引上げ 外来＋入院：一般の限度額44,400円は57,600円に引上げ 多数該当44,400円が新設される。
345	問24	正解 3 (<u>672,836円</u>) → 3 (<u>672,146円</u>) 6～7行目 老齢基礎年金 $779,300円 \times 414月 / 480月 = 672,146.25円 \rightarrow 672,146円$ よって、65歳から支給される老齢基礎年金額は <u>672,146円</u> である。
345	問25	正解 2 (<u>600,677円</u>) → 2 (<u>600,061円</u>) $779,300円 \times 420月 / 480月 \times (1 - 0.5\% \times 24月) = 600,061円$
345	問26	正解 3 (<u>585,075円</u>) → 3 (<u>584,475円</u>) $779,300円 \times \frac{332月 + 36月 \times 1 / 3 + 24月 \times 2 / 3}{480月} = 584,475円$
348 349 350	問31	設問 A（4～5行目）・設問 B（7～8行目）・設問 C（4～5行目） 設問 D（4～5行目） 子1人当たり <u>224,300円</u> が加算される。3人目からは74,800円が加算される（平成29年度価額）。
350		設問 D 正解 3 (<u>1,604,600円</u>) → 3 (<u>1,603,600円</u>) ①遺族基礎年金 対象となる子は1人である。 $779,300円 + 224,300円 = 1,003,600円$ 遺族給付の額は ①＋②＝ <u>1,003,600円</u> ＋600,000円＝ <u>1,603,600円</u>